

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和

八年

一月

二十九日

中国四国厚生局長

依田

泰

名 称	所 在 地	指定年月日
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町四五八番地	令和八年三月一日
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津七三〇番地	令和八年三月十六日
くにもと耳鼻咽喉科	米子市西福原四丁目九番四八号	令和八年三月一日
智頭町那岐診療所	八頭郡智頭町大背一一六番地二	令和八年三月六日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の
病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保
険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令
第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年 一月 二十九日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指定年月日
今田歯科岩倉医院	鳥取市岩倉四五一一一六	令和八年三月一日

今宮歯科クリニツク

鳥取市湖山町北六丁目三三〇一一六

〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の
病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保
険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令
第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和

八年

一月

二十九日

中国四国厚生局長

依田

泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町五七四番地	令和八年三月一日

田中薬局松崎店	東伯郡湯梨浜町龍島四八六	令和八年三月二十一日